

資料 1

審議事項資料

地域森林計画の樹立及び変更

宮城南部地域森林計画(樹立)
宮城北部地域森林計画(変更)

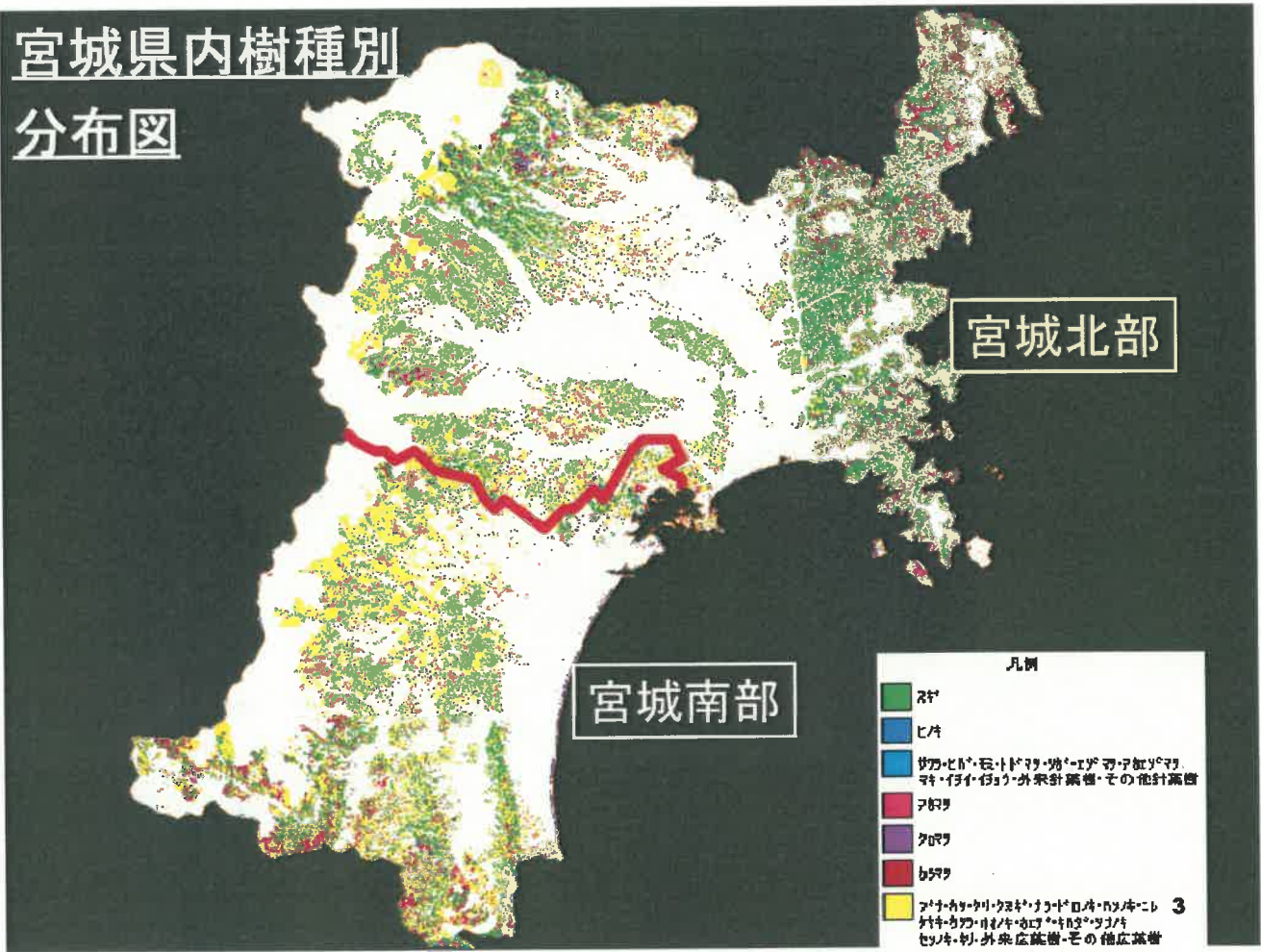
宮城県森林審議会 令和2年12月18日

丸森町大内

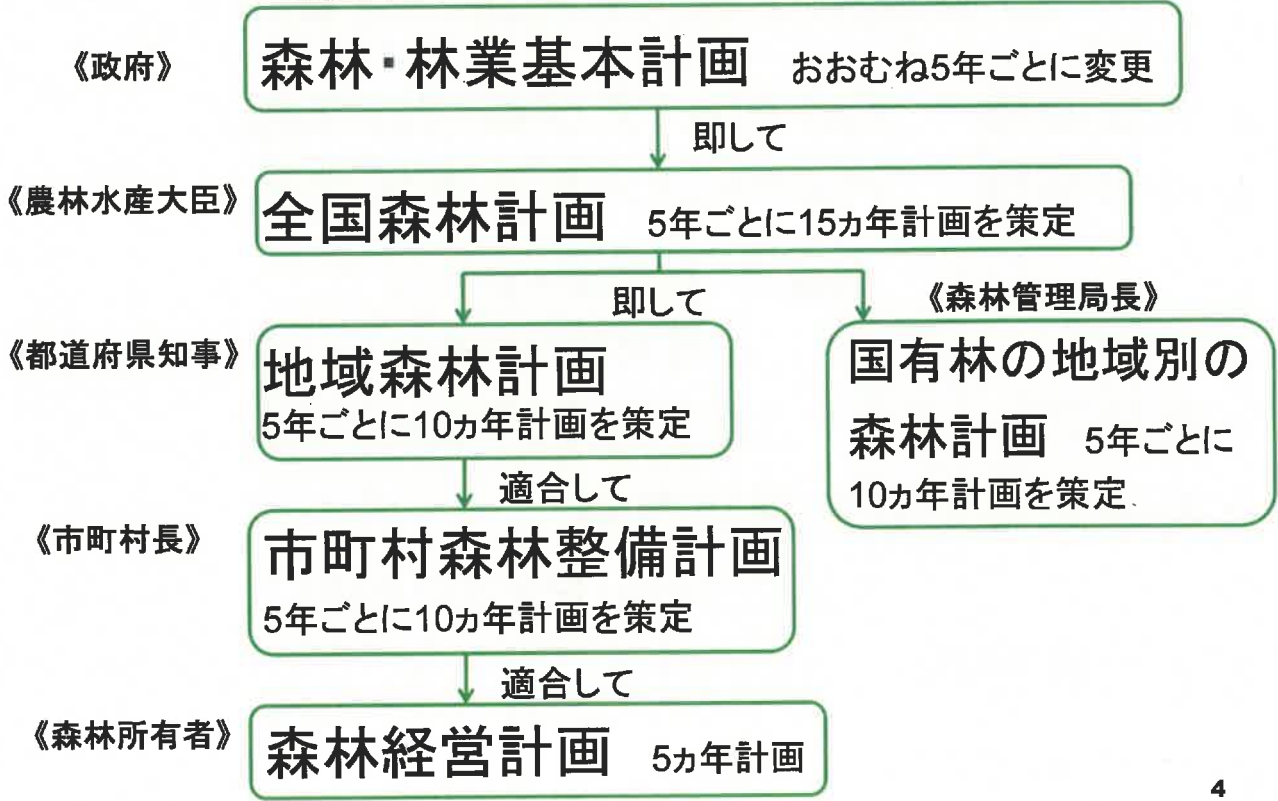
1 宮城県の森林資源の現況

- ◆ 県土面積 728千ha(宮城県統計年鑑)
- ◆ 森林面積 414千ha(林業振興課資料)
 - 内訳 [国有林:131千ha
民有林:284千ha]
- ◆ 森林率 57%(全国平均67%)
- ◆ 地域森林計画対象民有林 283千ha(R2.3月現在)
- ◆ 人工林面積 151千ha(//)
- ◆ 人工林率 53% (//)

宮城県内樹種別 分布図



2-1 森林計画制度の目的と体系



2-1 森林計画制度の目的と体系

森林・林業基本計画	森林・林業基本法に基づき政府がたてる計画で、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更されるもの 森林が持つ多面的機能の発揮及び林業の持続的で健全な発展に向け、森林・林業の向かうべき方針や講ずべき施策を明らかにします。
全国森林計画	農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期としてたてる計画 都道府県知事がたてる「地域森林計画」等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの
地域森林計画	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林の森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画 都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにし、市町村森林整備計画の指針となるもの
市町村森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村長が、地域森林計画に即して、5年ごとに10年を一期としてたてる計画 地域の実情に即し、森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想(マスタープラン)
森林経営計画	森林所有者又は、森林所有者から経営委託を受けた者が、市町村森林整備計画に即して、自発的に5年毎の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける合理的かつ計画的な森林施業の計画による森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする ⁵

2-2 森林計画の樹立時期について

		平成 27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	令和 1年 度	2年 度	3年 度	4年 度	5年 度	4年 度	5年 度
森林・林業基本計画			変更					変更				
全国森林計画			変更		樹立			変更		樹立		
地域 森林 計画	宮城北部森 林計画区	(変更)	変更	(変更)	樹立	(変更)	変更	(変更)	(変更)	樹立	(変更)	(変更)
	宮城南部森 林計画区	樹立	変更	(変更)	(変更)	(変更)	樹立	(変更)	(変更)	(変更)	(変更)	樹立

2-3 地域森林計画樹立・変更の手続き

造林や伐採・開発等の情報の収集

森林計画図・森林簿の修正

地域森林計画データ取りまとめ（3月31日）

森林計画書（案）の調整

公告・縦覧・意見の聴取（今年度：11/4～12/4）

7

2-3 地域森林計画樹立・変更の手続き

県庁関係課へ意見照会
東北森林管理局，東北経済産業局，市町村へ意見照会

森林審議会（諮問，答申）

農林水産大臣への協議

森林計画書の決定・公表（4月1日から有効）

8

2-4 地域森林計画の計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
- 第7 その他必要な事項

(留意事項)

令和2年3月31日時点の森林現況をベースとしている

9

宮城南部
地域森林計画の樹立

I 宮城南部地域森林計画区の概要 (p1~9, (附)参考資料)

対象市町 白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町,
(7市12町) 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙台市, 塩釜市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市
亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町

総面積 278,320 ha (県全体の38%)

人口 1,611,792 人(県全体の69%)

森林面積 163,414 ha

森林率 59 %(県平均57%)

民有林面積 107,751 ha (民有林率 66%)¹¹

II 計画樹立に当たっての基本的考え方 (p10~13)

1 本計画区の特徴(p10)

- ・全県に占める森林面積は38%だが, 人口は69%を占める
- ・七ヶ宿ダム, 釜房ダム, 大倉ダムは仙台都市圏の水がめとして機能



水源涵養機能, 山地災害防止機能, 生活環境保全機能, 保健文化機能の発揮を重視した森林整備の推進

Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方

(p10~13)

(2) 現状と課題(p10)

- ・森林の多面的機能発揮, 温暖化防止, 生物多様性保全等, 森林の役割がより重要かつ多様化
- ・長期に渡る林業産出額減少, 採算性の悪化等により, 森林の適切な管理の低下が懸念
- ・多様な森林へ誘導, 適切な森林整備の推進, 施業の集約化を進め, 持続可能な森林経営の確立

13

Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方

(p10~13)

第2 前期実行結果の概要及びその評価(p11)

・計画量及び実行量(1)

項目	計画量	実行量	実行歩合
伐採材積(総数)	1,323千m ³	743千m ³	56%
間伐面積	9,100ha	5,145ha	57%
人工造林・天然更新	3,504ha	1,546ha	44%

※林業採算性の低迷による経営意欲の減退や林業労働力の不足などの影響により, 計画量を下回った。

Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方 (p10~13)

第2 前期実行結果の概要及びその評価 (p12)

・主な計画事項(2)

項目	計画量	実行量	実行歩合
林道開設	7.4km	—	0%
林道拡張	5力所	4力所	80%
保安林指定	458ha	266ha	58%
治山事業	46地区	26地区	57%



林道事業(拡張:二口線:仙台市) 治山事業(防潮工:名取市 北釜) 15

Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方 (p10~13)

第3 森林の整備及び保全の推進方向(p13)

<p>1 持続可能な森林経営の推進</p>	<p>2 重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全</p>
<p>3 林業生産基盤の整備</p>	<p>4 森林施業の合理化の推進</p>
<p>5 森林の保全・管理の推進</p>	

Ⅲ 計画事項(p14～51)

1 計画の対象とする森林の区域(p14,83・84)

<計画対象民有林面積>

107,534.15 ha(前年度から56.82haの減)

増加	6.44ha	新規編入(国有林から)
減少	84.86ha	住宅工場等(太陽光発電等),土砂採取
精度向上	21.60ha増	
差し引き	56.82ha減	

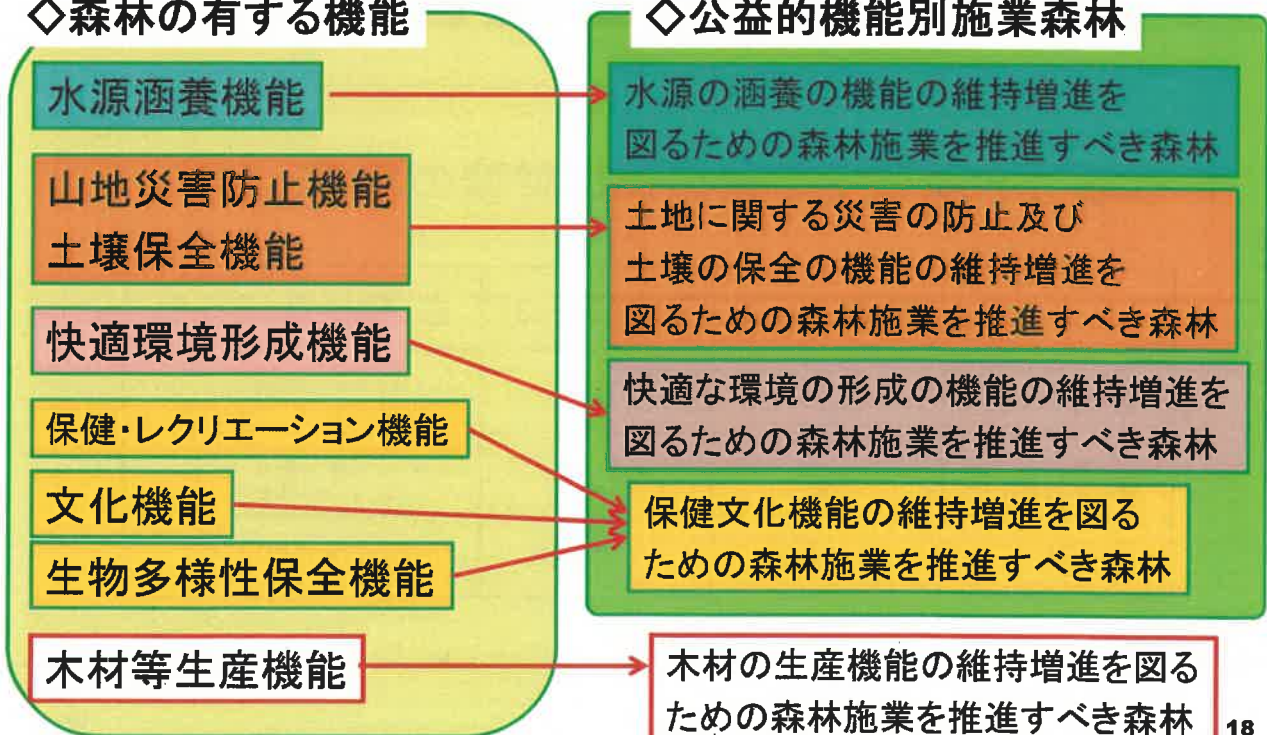
17

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (p15)

公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (p24)

◇森林の有する機能

◇公益的機能別施業森林



18

◇公益的機能別施業森林

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止機能及び
土壌の保全の機能の維持増進を
図るための森林施業を推進すべき森林

快適な環境の形成の機能の維持増進を
図るための森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図る
ための森林施業を推進すべき森林

◇施業方法

伐期の延長を
推進すべき森林

長伐期施業を
推進すべき森林

複層林施業を
推進すべき森林

択伐による複層林施業を
推進すべき森林

特定広葉樹育成施業を
推進すべき森林

19

Ⅲ 計画事項(p14~51)

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(p18)

1 伐採立木材積その他の伐採材積の目標(p34)

	主伐(千m3)	間伐(千m3)	主・間伐計(千m3)
前期5ヶ年	831	625	1,456
後期5ヶ年	759	433	1,192
計	1,590	1,058	2,648

20

Ⅲ 計画事項(p14～51)

2 人工造林に関する事項(p19)

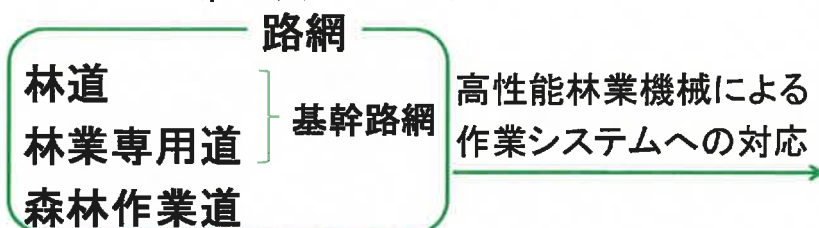
3 造林面積の目標(p34)

	人工造林(ha)	天然更新(ha)	計(ha)
前期5ヶ年	2,625	1,177	3,802
後期5ヶ年	2,444	1,107	3,551
計	5,069	2,284	7,353

21

Ⅲ 計画事項(p14～51)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (p26, 35～38)



路網密度の水準

路網整備の考え方

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
	架線系作業システム	75以上	25以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	25以上	25以上
	架線系作業システム	60以上	15以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	15以上	15以上
	架線系作業システム	5以上	5以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム		

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

22

Ⅲ 計画事項(p14～51)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (p26)

開設又は拡張すべき林道の数量(p35～38)

地区	開 設		拡 張	
	路線数	延長(km)	路線数	舗装延長(km)
大河原管内	32	79.8	36	62.4
仙台管内	16	33.5	14	27.7
計	48	113.3	50	90.1

23

Ⅲ 計画事項(p14～51)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施, 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (p27)

受委託による経営規模の拡大及び施業の共同化の方針

- ・ 林業事業者等への受委託と施業の集約化を推進
- ・ 森林施業を共同で行う合意形成, 実施協定の推進
- ・ 市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することにより, 森林経営管理制度の活用を推進

林業従事者の養成・確保の方針

- ・ 事業の安定確保, 協業化等による林業事業者の体質強化
- ・ 間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者を育成するため, 段階的で体系的な研修を行う



Ⅲ 計画事項(p14～51)

7 保安施設に関する事項 (p31, 39～42)

保安林として管理すべき森林の面積(p39)

(ha)

	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致等のための保安林	計画区総数(実面積)
前期5ヶ年	17,795	3,413	1,468	21,595
計	17,908	3,450	1,468	21,745

※重複を含むので合計が一致しません。

25

Ⅲ 計画事項(p14～51)

7 保安施設に関する事項 (p31, 42)

実施すべき治山事業の数量(p42)

地区	施行箇所数	おもな工種
大河原	111	山腹工、溪間工 外 森林整備
仙台	31	山腹工、溪間工 外 森林整備
計	142	



山腹工



溪間工

26

Ⅲ 計画事項(p14～51)

8 森林の保護に関する事項(p32)

- ・ 松くい虫被害対策に加えて、ナラ枯れ被害の被害拡大防止のため、監視体制の強化と被害木の早期駆除に努める。

体長5mm
カシノナガキクイムシ



- ・ 鳥獣害は、自然保護部局が策定する「鳥獣保護管理計画」を踏まえ、被害の把握や防護対策を普及啓発を図る。

27

宮城北部 地域森林計画の変更

28

3-1 宮城北部地域森林計画 変更計画（案）について

＜変更事項＞

第1 計画の対象とする森林の区域

第6 計画量等

- ・林道の拡張
- ・保安林の管理面積
- ・治山事業の数量

29

3-2 計画の対象とする森林の区域（p1） 林地の異動状況（p22, 23）

＜計画対象民有林面積＞

175, 522. 80 ha(前年度から187. 78haの減)

増加	0. 00ha	
減少	145. 06ha	住宅・工場等(太陽光発電等), 道路, 農用地等
精度向上		42. 72ha減
差し引き		187. 78ha減

30

3-3 計画量等 (p3~)

(R3年から10年間の計画量)

林道の拡張(p3~5)

	路線数	総延長	備考
変更前	76	83.5km	大和町「湯名沢線」の追加ほか
変更後	82	86km	

保安林の管理面積(p6~8)

指定	面積	うち前半5年分	備考
変更前	47,885ha	47,179ha	水源かん養保安林等の指定増
変更後	47,899ha	47,193ha	

治山事業の数量(p9~10)

	地区数	うち前半5年分	備考
変更前	300地区	156地区	大和町, 石巻市ほかの減等
変更後	300地区	155地区	

31



登米市津山(苗木運搬ドローン)

32

◇宮城南部地域森林計画書（案）の概要

計 画 期 間	令和3年4月1日～令和13年3月31日（10年間）								
計画の適用時期	令和3年4月1日から								
計 画 内 容	<p>森林法第5条に基づき、全国森林計画に即し、宮城南部地域森林計画を樹立するもの。</p> <p>【概要】</p> <p>1 宮城南部森林計画区の概要（p1～9） 自然的条件や社会的条件、森林林業の概要。</p> <p>2 計画樹立に当たっての基本的考え方（p10～13） 森林の整備及び保全の課題、前計画の実行結果と評価、森林の整備及び保全の推進方向等。</p> <p>3 計画事項（p14～51） 森林以外への転用等による面積異動を踏まえて面積を変更し、全国森林計画に即して計画事項を策定。</p> <p>（1）地域森林計画対象森林（p14, p83～84） 森林以外への転用等による異動を踏まえて、前計画より地域森林計画対象森林の面積を変更した。</p>								
	（単位：ha）								
前計画第四次変更の面積	異動状況		精度向上による増	差 引	森林面積	備考			
107,590.97	増加 6.44	減少 84.86	21.60	△ 56.82	107,534.15				
主な異動内容									
【増加】 白石市	官行造林地の返地		6.44	【減少】					
				利府町	住宅工場等	△ 44.88			
				山元町	農用地・住宅工場等	△ 14.16			
				丸森町	住宅工場等	△ 12.24			
				名取市	住宅工場等	△ 4.06			
				岩沼市	採石採土等	△ 4.01			
（3）計画量等（p34～43）									
全国森林計画及び現況に即し、次のとおり計画量を定めた。									
（単位：千m3）									
計画内容	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
立木伐採材積	2,648	2,261	387	1,590	1,203	387	1,058	1,058	-
（単位：面積, ha）									
計画内容	計画量								
	人工造林	天然更新							
更新面積	5,069	2,284							
（単位：路線数, km）									
計画内容	計画量								
	路線数	延長等							
林道の開設	48	113							
（単位：面積, ha）									
計画内容	計画量								
	面積	うち前半5年分							
保安林面積	21,745	21,595							
（単位：地区）									
計画内容	計画量								
	地区数	うち前半5年分							
治山事業 施行地区数	142	55							

前回計画比				備考
立木伐採材積	主伐	93千m3	6.2%増	H30変更
	間伐	154千m3	17.0%増	H30変更
間伐面積		1,900ha	12.3%増	H30変更
更新面積	人工造林	679ha	15.5%増	H30変更
	天然更新	△86ha	3.6%減	H30変更
林道	開設	-	増減なし	R元変更
	拡張	△1路線	2.0%減	H29変更
保安林面積		△951ha	4.2%減	H30変更
治山施行地区数		-	増減なし	R元変更

◇宮城北部地域森林計画変更計画書（案）の概要

計 画 期 間	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで（10年間）					
計画の適用時期	令和3年4月1日から					
計 画 の 内 容	<p>森林法第5条に基づき、平成31年度に樹立し、令和元年度に変更した宮城北部地域森林計画について、森林以外への転用等による異動や計画量の見直しを踏まえて地域森林計画対象森林の面積を変更するとともに、計画量の一部を変更するもの。</p> <p>【概要】</p> <p>1 地域森林計画対象森林（p1～2, p22～23） 森林以外への転用等による異動を踏まえて、地域森林計画対象森林の面積を変更した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：ha）</p>					
変更前面積	異動状況		精度向上による減	差 引	変更後面積	備考
	増加	減少				
175,710.58	0.00	145.06	42.72	△ 187.78	175,522.80	
主な異動内容						
【増加】			【減少】			
なし			大郷町	住宅工場等・農用地等	△ 50.31	
			石巻市	住宅工場等・その他等	△ 25.78	
			大崎市	住宅工場等・その他等	△ 24.04	
			栗原市	住宅工場等・道路等	△ 11.74	
			加美町	住宅工場等	△ 9.16	
2 計画量等（p3～10）						
事業の必要性を検討し、林道事業、保安林面積及び治山事業の計画量等を変更した。						
（林道事業の数量）						
（単位：路線数, km）						
変更内容	変更前		変更後		備 考	
	路線数	延長等	路線数	延長等		
林道の拡張	76	83.5	82	86.0	仙台管内(大和町)6路線追加	
（保安林の管理面積）						
（単位：面積, ha）						
変更内容	変更前		変更後		備 考	
	面積	うち前半5年分	面積	うち前半5年分		
保安林面積	47,885	47,179	47,899	47,193	水源かん養保安林等の指定増	
（治山事業の数量）						
（単位：地区）						
変更内容	変更前		変更後		備 考	
	地区数	うち前半5年分	地区数	うち前半5年分		
施行地区数	300	156	300	155		

宮城南部地域森林計画書（案）

（宮城南部森林計画区）

令和2年 月策定

計画期間

自	令和	3年	4月	1日
至	令和	13年	3月	31日

宮 城 県

はじめに

「地域森林計画」は、森林法第5条により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」や森林所有者が作成する「森林経営計画」の指針となるものです。

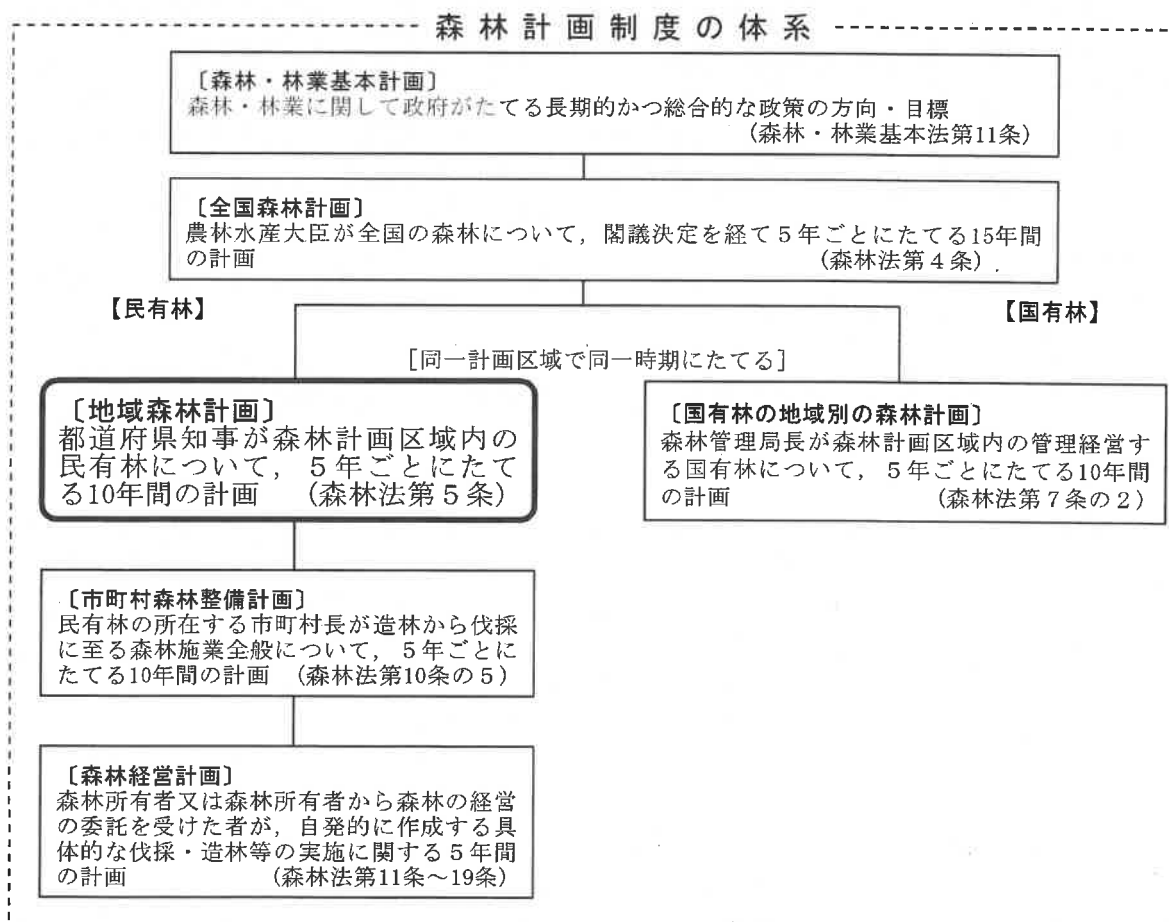
本県には、宮城北部及び宮城南部の2つの森林計画区があり、本計画は宮城南部森林計画区について策定したものです。

本県の森林は県土面積の57%を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしています。二酸化炭素等の温室効果ガスの削減のため、森林が有する二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を確実に実施していくことが必要となっています。

戦後造林された人工林は利用期を迎え、県内の充実した森林資源の循環利用が課題となっています。しかし、長期に渡る木材価格の低迷等により、林業所得の減少に伴う経営意欲の減退、林業従事者等の減少等、森林・林業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、本県では平成30年3月に「みやぎ森と緑の県民条例」を制定するとともに、同条例の基本計画である「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」を策定しました。今後10年間の森林・林業施策の指針である同基本計画に基づき、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する施策の強化に取り組むこととしています。

本計画は、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林整備に関する基本的な方向と目標・基準を示しています。



計画のあらまし

1 計画の対象森林

地域森林計画は、民有林のうち森林法第5条に規定する森林を対象*として、県内2つの計画区ごとに策定しており、本計画区の面積は次のとおりです。

(単位 面積：ha)

森林計画区	土地面積	森林面積	民有林面積	計画対象森林面積
宮城南部森林計画区	278,320	163,414	107,751	107,534
県総数	728,223	414,450	283,663	283,057

※ 土地面積は宮城県統計年鑑（令和元年版：宮城県震災復興・企画部統計課）、森林面積及び民有林面積等は東北森林管理局及び林業振興課資料による。

2 宮城南部森林計画区の計画事項

本計画では、森林の多様な機能の高度発揮や持続可能な森林経営の実現、森林資源の適正な利用等を目的として、全国森林計画に即し、森林の整備及び保全に関する10か年間（令和3年度～令和12年度）の計画数量及び指針等を定めています。

なお、主な計画数量等は、下記のとおりです。

(1) 森林の構成（面積・森林蓄積）の計画期末の目標

区分	面積 (ha)			森林蓄積 (千 m^3)
	育成単層林	育成複層林	天然生林	
現況	48,554	233	55,072	22,350
計画期末	48,485	273	55,758	23,107

(2) 伐採立木材積の目標

区分	総数 (千 m^3)			主伐 (千 m^3)			間伐 (千 m^3)		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
計画区総数	2,648	2,261	387	1,590	1,203	387	1,058	1,058	—

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積の目標

区分	人工造林面積	天然更新面積
計画区総数	5,069ha	2,284ha

(4) 林道開設目標

区分	開設路線数	開設延長
計画区総数	48 路線	113km

(5) 保安林として管理すべき森林の計画期末面積

区分	全保安林面積(実面積)
計画区総数	21,745ha

(6) 実施すべき治山事業の数量

区分	治山事業施行地区数
計画区総数	142 地区

3 市町村森林整備計画及び森林経営計画との関連

市町村長は、本計画との適合を前提として、地域の実情に応じた具体的な森林施業の方法等の規範を示す「市町村森林整備計画」を作成します。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、その所有又は管理する森林について、具体的な伐採・造林等の実施に関する「森林経営計画」を属人又は属地的に作成することができます。

4 復興整備計画に係る地域森林計画区域の変更について

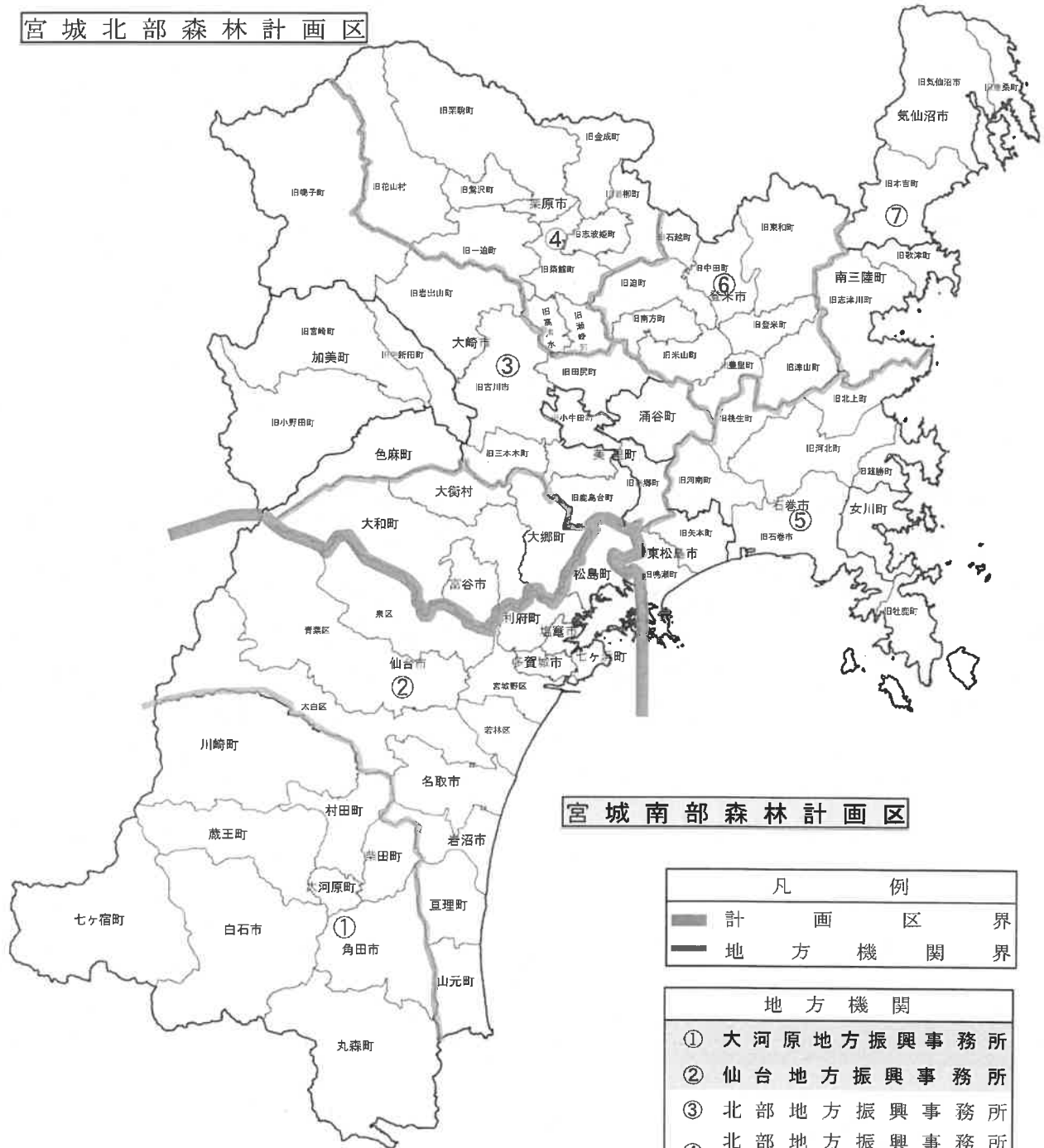
東日本大震災復興特別区域法では、復興整備計画に記載された事業が計画対象森林に係る場合、その箇所を計画対象森林から除外する旨を復興整備計画に記載して公表することにより、地域森林計画が変更され当該個所が計画対象森林から除外されたものと見なす特例が定められています。

令和2年度中に特例を適用した箇所については、令和3年度以降の地域森林計画の変更の際に反映しますので、それまでの間は、地域森林計画書と関係する復興整備計画書を併せて備え付けることとします。



* 計画の対象森林：森林法第5条の規定に基づき、森林の整備及び保全並びに伐採や造林に関する計画をたてることとなっており、この計画の対象となる森林は5千分の1の地形図（森林計画図）に図示されている。この計画の対象森林において立木を伐採する場合や開発を行う場合は、事前の届出や許可が必要となる。

宮城南部森林計画区位置図

宮城北部森林計画区



宮城南部森林計画区

凡 例	
	計 画 区 界
	地 方 機 関 界

地 方 機 関	
①	大 河 原 地 方 振 興 事 務 所
②	仙 台 地 方 振 興 事 務 所
③	北 部 地 方 振 興 事 務 所
④	栗 原 地 域 事 務 所
⑤	東 部 地 方 振 興 事 務 所
⑥	登 米 地 域 事 務 所
⑦	気 仙 沼 地 方 振 興 事 務 所

目 次

はじめに

計画のあらまし

宮城南部森林計画区位置図

I 宮城南部森林計画区の概要

第1	自然的条件	
1	地形	1
2	地質	1
3	土壌	2
4	気象	2
5	植生	2
第2	社会経済的条件	
1	人口	6
2	土地利用	7
3	地域産業	7
4	交通網	7
第3	森林・林業の概要	
1	森林資源	8
2	林業・木材産業の概況	9

II 計画樹立に当たっての基本的考え方

第1	森林の整備及び保全の課題	
1	本計画区の特徴	10
2	現状と課題	10
第2	前期実行結果の概要及びその評価	11
第3	森林の整備及び保全の推進方向	
1	持続可能な森林経営の推進	13
2	重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全	13
3	林業生産基盤の整備	13
4	森林施業の合理化の推進	13
5	森林の保全・管理の推進	13

Ⅲ 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	14
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
(1)	森林の整備及び保全の目標	15
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	16
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17
2	その他必要な事項	17
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	18
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	18
(3)	その他必要な事項	18
2	造林に関する事項	19
(1)	人工造林に関する指針	19
(2)	天然更新に関する指針	20
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
(4)	その他必要な事項	21
3	間伐及び保育に関する事項	22
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	22
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	23
(3)	その他必要な事項	23
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	24
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	24
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
(1)	林道（林業専用道を含む）の開設及び改良に関する基本的な考え方	26
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	26
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	26
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	26
(5)	更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	26

6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	27
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	27
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	27
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	27
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	28
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	28
(6)	その他必要な事項	28
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	29
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	29
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	29
2	保安施設に関する事項	31
(1)	保安林の整備に関する方針	31
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	31
(3)	治山事業の実施に関する方針	31
(4)	特定保安林の整備に関する事項	31
3	鳥獣害の防止に関する事項	32
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	32
(2)	その他必要な事項	32
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	32
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	32
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	32
(3)	林野火災の予防の方針	32
第5	保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1	保健機能森林の区域の基準	33
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	33
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	33
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	33
第6	計画量等	
1	伐採立木材積	34
2	間伐面積	34
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	34
4	林道の開設及び拡張に関する計画	35

(1) 林道の開設	35
(2) 林道の拡張	37
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	39
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	39
イ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	39
ロ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	40
ハ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積等	41
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	42
(3) 実施すべき治山事業の数量	42
6 要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき森林施業の方法及び時期	43
第7 其他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	44

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	52
(2) 地況	53
(3) 土地利用の現況	54
(4) 産業別生産額	55
(5) 産業別就業者数	56
2 森林の現況（地域森林計画対象森林）	
(1) 齢級別森林資源表	57
(2) 制限林普通林別森林資源表	59
(3) 市町村別森林資源表	61
(4) 所有形態別森林資源表	63
(5) 制限林の種類別面積	65
(6) 樹種別材積表	67
(7) 特定保安林の指定状況	68
(8) 荒廃地等の面積	69
(9) 森林の被害	70
(10) 防火線等の整備状況	70
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林業経営体数	71
(2) 森林経営計画の認定状況	72
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	74

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	75
(5) 林業事業者等の現況	79
(6) 林業労働力の概況	80
(7) 林業機械化の概況	81
(8) 作業路網等の整備の概況	82
4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）	
(1) 前計画第四次変更時点から1年間の異動状況	83
(2) 前計画樹立から5年間の異動状況	85
5 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	87
(2) 分期別期首資源表	88
6 その他	
(1) 天然更新完了基準	89
(2) 一般材生産施業体系図	90

